

訂正公告

下記1の案件について、下記2のとおり公告内容を一部訂正する。

令和4年4月15日

胎内市長 井畑 明彦

記

1 対象案件

公告日：令和4年4月13日

件名：胎内市防災行政無線システム再整備事業基本・実施設計業務委託
公募型プロポーザル

2 訂正内容

特記仕様書を次のとおり訂正する。

訂正箇所	訂正前	訂正後
特記仕様書 8 技術者の資格要件 等	<p>(1) 管理技術者を配置すること。管理技術者は設計業務共通仕様書（国土交通省）に定める規定を準用し下記資格を保有するものとする。また当該法人と本業務の公告日以前3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとする。</p> <p>ア. 技術士（電気・電子部門）またはRCCM（電気・電子部門）</p> <p>イ. 電気通信主任技術者（伝送交換）または第1級陸上無線技術士</p> <p>(2) 照査技術者を配置すること。照査技術者は設計業務共通仕様書（国土交通省）に定める規定を準用し下記資格を保有するものとする。また当該法人と本業務の公告日以前3か月以上の直接的かつ恒常</p>	<p>(1) 管理技術者を配置すること。管理技術者は設計業務共通仕様書（国土交通省）に定める規定を準用し下記資格を保有するものとする。また当該法人と本業務の公告日以前3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとする。</p> <p>ア. 技術士（電気・電子部門）またはRCCM（電気・電子部門）</p> <p>イ. 電気通信主任技術者（伝送交換）または第1級陸上無線技術士</p> <p>(2) 照査技術者を配置すること。照査技術者は設計業務共通仕様書（国土交通省）に定める規定を準用し下記資格を保有するものとする。また当該法人と本業務の公告日以前3か月以上の直接的かつ恒常</p>

	<p>的な雇用関係にあるものとする。</p> <p>ア. 技術士（電気・電子部門）またはRCCM（電気・電子部門）</p> <p>イ. 電気通信主任技術者（伝送交換）または第1級陸上無線技術士</p> <p>(3) 管理技術者と照査技術者の兼務は認められない。</p> <p>(4) 担当技術者を配置すること。担当技術者はデジタル防災行政無線の設計実績が有り、下記資格を保有するものとする。また、当該法人と本業務の公告日以前3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、登記された本店及び支店、営業所が新潟県内にあり、これに在籍する者を選任すること。なお、管理技術者との兼務は認めることとする。</p> <p>ア. 第1級陸上特殊無線技士</p>	<p>的な雇用関係にあるものとする。</p> <p>ア. 技術士（電気・電子部門）またはRCCM（電気・電子部門）</p> <p>イ. 電気通信主任技術者（伝送交換）または第1級陸上無線技術士</p> <p>(3) 管理技術者と照査技術者の兼務は認められない。</p> <p>(4) 担当技術者を配置すること。担当技術者はデジタル防災行政無線の設計実績が有り、下記資格を保有するものとする。また、当該法人と本業務の公告日以前3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、登記された本店及び支店、営業所が新潟県内にあり、これに在籍する者を選任すること。なお、管理技術者との兼務は認めることとする。</p> <p>ア. 第1級陸上特殊無線技士</p>
--	---	--

※ホームページには訂正後の特記仕様書を掲載しました。